

○ 東京都の柔道整復療養費説明会の概要報告

平成 27 年 3 月 2 日の要望と平成 27 年 6 月 30 日の要望ですが、都として予定していた関係保険者への「柔道整復療養費説明会」で今回要望について報告説明を行うとしました。その概要の連絡です。

平成 27 年 7 月 7 日 (火)

東京都研修所

東京都福祉保健局保健政策部国民健康保険課課長

〃 〃 〃 課長代理 (区市町村指導係長)

東京都区市町村国保課

国民健康保険組合

後期高齢広域連合

柔道整復療養費支給事務に関する説明事項

- (1) 療養費取り扱い適正化の実施についての中で「応急手当一回限定ではない」の説明
- (2) アンケート照会「受診妨害防止の件」

配付資料

平成 24 年 3 月 12 日通知

平成 24 年 3 月 22 日通知

平成 25 年 3 月 19 日事務連絡

平成 25 年 11 月 22 日事務連絡 (応急手当一回限定の誤解注意通知)

備考

平成 27 年 6 月 30 日（火）協同組合日本接骨師会要望事項

- (1) 「応急手当一回限定」誤り注意の要望（平成 25 年 11 月 22 日事務連絡中の記載）
- (2) 柔道整復師受診妨害防止対策周知徹底の要望

東京都からの連絡

都からの連絡 事務説明会での説明概要

説明会では、保険者による柔道整復療養費の適正化について、下記資料及び参考資料の内容を解説した。

資料

- 1 柔道整復師の施術の療養費の適正化への取組について（平成 24 年 3 月 12 日付保医発 0312 第 1 号・保保発 0312 第 1 号・保国発 0312 第 1 号・保高発 0312 第 1 号厚生労働省保険局医療課長、保険課長、国民健康保険課長及び高齢者医療課長連名通知）
- 2 「柔道整復師の施術の療養費の適正化への取組について」の適切な実施について（平成 25 年 3 月 19 日付厚生労働省保険局保険課、国民健康保険課、高齢者医療課及び医療課連名事務連絡）

参考資料

「柔道整復師の施術の療養費の適正化への取組について」のお願い（平成 25 年 11 月 22 日付厚生労働省保険局保険課事務連絡）

備考

各件の説明の中で患者照会の件について、多部位や頻回や長期だからと言って何でもかんでも行うのではなく、これらについて施術所ごと又は請求団体ごとに「3 部位以上の施術」、「3 ヶ月を超える施術」、「月 10 回以上の施術」の傾向があるものを分析するなどの重点的審査の行うことの資料配布を行った。

平成 25 年 11 月 22 日事務連絡の中にも脱臼・骨折の応急手当一回限定の失当注意の記載。